

(別添2)

審査基準

審査項目	審査の視点	配点
業務遂行能力・ 実施体制 (15点)	虐待を中心とした児童関係の相談及びSNS相談の実績を有し、本事業に必要な知識及び経験の蓄積があるか。	10
	資格を有する業務責任者や相談員の配置など、業務実施に必要な実施体制が確保されているか。	5
業務の理解・進め方 (5点)	業務の目的及び内容を十分理解した実施方針及び事業の進め方等になっているか。	5
緊急時等の対応 (5点)	緊急時等における対応について具体的に検討され、対応方法が示されるとともに、実行可能な内容となっているか。	5
準備・スケジュール (10点)	令和6年4月1日から相談対応を開始できる理由について、準備状況、計画及びスケジュールに言及しつつ具体的に示され、実行可能な内容となっているか。	10
個人情報保護・ 情報セキュリティ (5点)	適切な個人情報の保護、情報セキュリティ管理が図られる提案となっているか。	5
経費の見積もり (5点)	効率的で妥当と認められる経費が見積もられているか。	5
加点事由 (5点)	本事業をより効果的なものにするにあたり、評価すべき工夫・強みがあるか。	5
合計		50